

豊田市学生ボランティアについて

市内小中学校へのボランティア活動に興味をもっていただきありがとうございます。ボランティア活動に参加していただくとき、以下の内容について順守をお願いします。

- ① 児童生徒の個人情報等に関する守秘義務について
 - 学生ボランティアとして学校行事や学校の活動に参加したことで知り得た情報（児童生徒の個人情報等に関することや学校内の状況・写真等）は決して外部に話したり、SNS やインターネット等に公開したりしません。

- ② 児童生徒への対応について
 - 児童生徒に苦痛を与える暴言や体罰は絶対にしません。
 - 児童生徒との個人的な連絡（SNS,メール等）はとりません。
 - 思想的に中立の立場で、営利目的の活動はしません。

③ 学校との約束について

学校と約束した活動日には、時間を守って参加してください。体調不良等で、予定している日時に参加できない場合は、学校側が特別に対応する必要が出てくるため、速やかに活動校に連絡してください。

④ 活動中のけがや事故について

活動中にけがや事故があった場合は、速やかに学校の管理職（校長または教頭）と豊田市教育センター（電話 0565-48-2051）学生ボランティア担当まで連絡してください。

電話の例「学生ボランティアの〇〇です。〇〇小学校でボランティア活動中に〇〇のため怪我をして、〇〇病院にいきました。」

**子どもたちの明日につながる大切な活動です。
御協力をどうぞよろしくお願いします。**

【問合せ先】 豊田市教育センター

電話 0565-48-2051 メール ttnet@toyota.ed.jp